

**記載例 (R1.7時点)**

介護職員等特定処遇改善計画書(令和元年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジンスギツマカイゴ 社会福祉法人杉妻介護		
主たる事業所の所在地	〒	〒960-8670		
	所在地	福島県 福島市杉妻町2-16		
事業所等の名称	フリガナ 名称	別紙一覧のとおり	提供するサービス	
	〒	別紙一覧のとおり		
事業所の所在地	電話番号	024-521-7745	FAX番号	024-521-7748
	電話番号		FAX番号	
複数の事業所ごと一括して提出する場合の一括して提出する事業所数		特定加算(I)	( 2 )	事業所
※この場合、事業所等情報について		算定する区分を選択すること。「I」「II」と異なる区分を算定する場合であっても計画書は一括で作成可能なので、「その場合は「I・II」を選択すること。		
(1) 賃金改善計画について(本計画に記載) 人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。				
①	算定する	現行の処遇改善加算の算定区分を選択すること。	介護職員等特定処遇改善加算	( I )
②	現行の処遇改善加算の取得状況		介護職員処遇改善加算	( I )
③	サ	①でIを算定する場合はドロップダウンリストから必ず選択すること。(種類の異なる複数のサービスを運営している法人の場合、該当する加算全てを選択してください。) ①でIIのみを算定する場合については、「取得なし」を選択してください。	取得有(特定事業所加算(I)または(II)) 取得有(サービス提供体制強化加算(I)イ)	今年は、最長で令和元年10月～令和2年3月までの算定期間となる。
④	介護職員等特定処遇改善加算			令和元年10月～令和2年3月
⑤	令和元年度介護職員等特定処遇改善	賃金改善実施期間における賃金改善見込額が加算算定額を上回るよう、賃金改善計画を作成すること。		1,500,000円
	賃金改善の見込額(i-ii)			1,608,000円
⑥	i) 加算の算定により賃金改善を行う	賃金改善実施期間における一人当たりの賃金改善見込額が、その他の介護職員の見込み額の2倍以上であること。		13,768,000円
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の	人数は実際に賃金改善を行う実人数を記入する。		12,160,000円
	経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii-iv)/v)		80,000円	2人
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合	賃金改善実施期間における常勤換算数	4,960,000円	
⑦	iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額		4,000,000円	
	v) 当該事業所における経験・技能の	法人一括で作成する場合、法人で1人ではなく事業所数に応じた人数を設定すること。	12.0人	
		【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が月額440万円以上となる者(見込数)	2人	
	他の介護職員(②)における平均賃金改善額((vi-vii)/viii)		20,000円	5人
⑧	vi) 加算の算定により賃金改善を行っ	その他の職種の2倍以上であること。ただし、その他の介護職員の平均賃金額がその他の職種の平均賃金額を上回っている場合にはこの限りではない。	7,500,000円	
	vii) 初めて加算を取得する(した)月の		6,900,000円	
	viii) 当該事業所における他の介護職員の人数			30人
	その他の職種(③)平均賃金改善額		8,000円	1人
⑨	ix) 加算の算定により賃金改善を行	既に年収440万円以上の職員については、処遇改善の対象とはならず、賃金改善後の賃金が年収440万を超えてはならない。	1,308,000円	
	x) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額		1,260,000円	
	経験・技能のある介護職員の基準設定については、労使間で十分協議の上設定し、賃金改善の方法と併せて必ず記載すること。 ※改行する場合はキーボードの「Alt」キーを押しながら「Enter」キーを押して入力すること。		6人	
		最も高額な者の賃金(見込額)	2,520,000円	
⑩				令和元年10月～令和2年3月
※原則10月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。				
	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類)	①の経験・技能のある介護職員の基準設定については、介護福祉士資格を持つものであって、法人内での介護職員としての実務経験が10年以上であるものを指す。 ②の職員に対しては基本給で月額8万円改善、③の職員に対しては基本給で月額2万円改善、月額8,000円を基本給により改善を行う。		
⑪	①の経験・技能のある介護職員の設定を必ず明記すること。 なお、当該グループの設定が困難な場合などは、介護福祉士の資格を有する者がいない、比較的新たに開設した事業所で、研修・実務経験の蓄積等に一定期間を要するなど、その具体的な理由を記載すること。			

- ※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。
- ※ ⑥ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
  - ・添付書類1: 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)
  - ・添付書類2: 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)
  - ・添付書類3: 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

必ず各項目から一つ以上、選択すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について、○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、 「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、 <b>少なくとも一つ以上、○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、 「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、少なくとも一つ以上、○をつけること。</b>	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する喀痰吸引指導(研修受講時の他の職員への指導を含む)</li> <li>・研修の受講やキャリアパス要件の取得等による業務負担軽減のための代替職員確保を含む)</li> <li>・小規模事業者の業務負担軽減による業務負担軽減のための代替職員確保を含む)</li> <li>・キャリアパス要件に該当する職員を確保している介護事業者に限る)</li> <li>・その他( )</li> </ul>
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入</li> <li>・雇用管理改善のための労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li> <li>・ICT活用(ケア内容や申請事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にする等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者の業務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化</li> <li>・介護職員の腰痛防止を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</li> <li>・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</li> <li>・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li> <li>・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li> <li>・健康診断等による健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</li> <li>・その他( )</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li> <li>・中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)</li> <li>・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</li> <li>・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</li> <li>・非正規職員から正規職員への転換</li> <li>・職員の増員による業務負担の軽減</li> <li>・その他( )</li> </ul>

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

2019年度10月からの算定にあつては、2020年度から実施「予定」で算定可能。

実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。

ホームページへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護サービス情報公表システム」への掲載 / 予定 ○</li> <li>・独自のホームページへの掲載 / 予定</li> </ul>
その他の方法による掲示等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定</li> <li>・その他( )</li> </ul>

※ 虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出

「事業所名」「事業所の管理者名」ではなく、「法人名」及び「法人の代表者名」を記入すること。必ず押印すること。

令和 元年 8月 30日 (法人名)社会福祉法人 杉事

(代表者名) 杉妻 太郎

印

介護職員等特定処遇改善計画書(指定権者内事業所一覧表)

指定権者ごとに分けて作成すること。

法人名 (社) 株式会社 杉妻介護

上段には事業所ごとの介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)と賃金改善所要額(見込額)を記入する。

都道府県(市町村)名 福島県

介護保険事業所番号	事業所の名称	サービス名	介護職員等 加算額(見込額)	処遇改善 加算額(見込額)	賃金改善所要額 (見込額)	特定加算区分
0 7 1 2 3 4 5 6 7 8	杉妻訪問介護	訪問介護	750,000円	750,000円	804,000円	I
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		① 80,000円 (1人)	② 20,000円 (2人)	③ 8,000円 (1人)		
0 7 2 3 4 5 6 7 8 9	杉妻通所介護	通所介護	750,000円	750,000円	804,000円	I
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		① 80,000円 (1人)	② 20,000円 (3人)	③		
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円	円	円	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		①	円 (人)	円 (人)	円 (人)	
合計	—	—	A 1,500,000円	B 1,608,000円	—	

下段には、当該事業所の①、②、③の職種の平均賃金改善額(見込額)及び賃金改善を行う実人数を記入する。

事業所毎に、算定する特定加算の区分を入力する(ドロップダウンリストから選択。)

※ 計画書を届け出る指定権者(都道府県又は市区町村)ごとに記載すること。  
※ A 及び B は別紙様式2添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

介護職員等特定処遇改善計画書(届出対象都道府県内一覧表)

法人名	社会福祉法人杉妻介護
-----	------------

都道府県名 福島県

指定権者 (都道府県・市町村)	介護職員等特定処遇 改善加算の見込額	賃金改善の見込額	①の平均賃金改善額 (見込額)・人数	②の平均賃金改善額 (見込額)・人数	③の平均賃金改善額 (見込額)・人数
福島県	1,500,000円	1,608,000円	80,000円 (2人)	20,000円 (5人)	8,000円 (1人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
合計	C 1,500,000円	D 1,608,000円	—	—	—

添付書類1で各指定権者内の事業所一覧の合計値と合致する。

当該指定権者における①～③各グループの平均賃金改善額(見込額)及び実際に賃金改善を行う実人数を記入する。

※ C 及び D は別紙様式2添付書類3の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

介護職員等特定処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法人名	社会福祉法人 杉妻介護
-----	-------------

都道府県	介護職員等特定処遇改善 加算の見込額	賃金改善の見込額	①の平均賃金改善額 (見込額)・人数	②の平均賃金改善額 (見込額)・人数	③の平均賃金改善額 (見込額)・人数
北海道	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
青森県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
岩手県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
宮城県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
秋田県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
山形県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
福島県	1,500,000円	1,608,000円	80,000円 (2人)	20,000円 (5人)	8,000円 (1人)
茨城県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
栃木県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
群馬県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
埼玉県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
千葉県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
東京都	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
神奈川県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
新潟県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
富山県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
石川県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
福井県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
山梨県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
長野県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
岐阜県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
静岡県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
愛知県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
三重県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
滋賀県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
京都府	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
大阪府	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
兵庫県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
奈良県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
和歌山県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
鳥取県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
島根県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
岡山県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
広島県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
山口県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
徳島県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
香川県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
愛媛県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
高知県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
福岡県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
佐賀県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
長崎県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
熊本県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
大分県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
宮崎県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
鹿児島県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
沖縄県	円	円	円 (人)	円 (人)	円 (人)
全国計	E 1,500,000円	F 1,608,000円	—	—	—

添付書類2で都道府県内一覧表の合計値と添付書類3の当該都道府県の欄の値は一致する。

当該都道府県の①～③各グループの平均賃金改善額(見込額)及び実際に賃金改善を行う実人数を記入する。

※ FはEを上回らなければならない。